公　告

諸　事　項

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成21年４月１日から平成21年10月31日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成 21 年 11 月 30 日　　財務大臣　藤井　裕久

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成21年４月１日から平成21年10月31日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	179,812	4,190	
24	パテントレザー等	1,446	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	48,775	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	716,544	3,010	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	66,878	1,331	
29	履物の一部品目	55,373	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	32,608	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	134,821	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	19,713	523	

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成22年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項第６号の規定に基づき、下記の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２第３号の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社アジアン・ブルー
２．本店所在地　名古屋市中区丸の内三丁目１番34号堤ビル４Ｂ
３．登録番号　東海財務局長（金商）第29号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．行政処分の年月日　平成21年11月16日

平成 21 年 11 月 30 日

東海財務局長　山崎　穣一

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社Joule
２．本店所在地　大阪府大阪市淀川区西中島四丁目３番５号ＮＬＣセントラルビル６Ｆ
３．登録番号　近畿財務局長（金商）第288号
４．登録年月日　平成20年11月４日
５．行政処分の年月日　平成21年11月20日
６．行政処分の内容　金融商品取引業の全ての業務を平成21年11月30日から平成21年12月29日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。

平成 21 年 11 月 30 日

近畿財務局長　森川　卓也

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人を解任したので、その相続財産の管理人を次のとおり再選任した。

平成７年（家）第１１４００号

東京都足立区梅田３丁目13番４号　山田ハイツ102
申立人　山﨑正太郎
本籍福井県吉田郡松岡町小畑第18号14番地、最後の住所東京都足立区千住大川町31番６号
山﨑方、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日昭和61年５月６日、出生の場所不詳、出生年月日明治35年４月15日、職業無職
被相続人　亡　東川きみよ
事務所東京都世田谷区代沢５―18―５
相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子

東京家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２１年（へ）第４号

山口県山口市小郡下郷2189番地
申立人　株式会社山産
代表取締役　山下　博和
権利を争う旨の申述の終期　平成22年２月５日
平成21年11月５日　越谷簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　328363
金額　4,705,000円
支払期日　平成21年12月５日
支払地　埼玉県越谷市
支払場所　株式会社栃木銀行越谷西支店
振出日　平成21年８月５日
振出地　埼玉県越谷市
振出人　新東洋機械工業株式会社　代表取締役　笠井　哲寛
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第８８号

福岡県久留米市合川町1235番地
申立人　聖光建設株式会社
代表者代表取締役　佐藤　久典
権利を争う旨の申述の終期　平成22年２月15日
平成21年11月５日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＧ122828
金額　490,000円
支払期日　平成21年11月30日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社みずほコーポレート銀行大阪営業部
振出日　平成21年８月31日
振出地　大阪市
振出人　三洋ホームズ株式会社　代表取締役　田中　康典
受取人　申立人
最終所持人　申立人